平成２７年（フ）第１００２４号
埼玉県新座市栗原３丁目６―21―205
破産者　佐々木利行
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１６１号
東京都豊島区池袋１丁目２―５―504
破産者　兒島　一雄
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１６２号
東京都世田谷区宮坂２丁目19―14―501
破産者　大信　英次
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７５号
東京都江東区潮見２丁目８―14―318
破産者　太田　悦弘
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６９９号
東京都杉並区和泉３丁目40番６号
破産者　有限会社アカシ
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７００号
東京都杉並区和泉３丁目40―６
破産者　赤司　奉文
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１０号
長野県千曲市雨宮2154番地３
破産者　株式会社鉄蔵
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７１１号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台２丁目14―７―207
破産者　蔵本　雄一
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１３号
東京都品川区東品川２丁目６―11―1302
破産者　長倉　孝次
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１１４号
山形県最上郡金山町大字金山字荒屋307
破産者　長倉　俊次
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９５号
東京都府中市美好町３丁目28―１―505
破産者　明神　万記
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０３号
東京都墨田区向島１丁目13―２　４Ｆ
破産者　小林　静加
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６号
東京都世田谷区駒沢４丁目12―28―205
破産者　滝沢佐智子（旧姓滝澤）
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３２号
東京都文京区湯島２丁目１―３―603
破産者　山下　祐輔
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０７号
千葉県習志野市花咲１丁目２―27―101
破産者　阿部　明廣
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０号
岩手県北上市二子町上野47―２、開始決定時の住所東京都板橋区赤塚３丁目29―26―204
破産者　内田　正治
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５１号
埼玉県越谷市元柳田町６―32
破産者　小野　弥穂
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７号
東京都杉並区久我山３丁目２―21―205
破産者　磯崎　有史（旧姓高野・和美）
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２号
東京都品川区北品川６丁目６―18―102
破産者　後藤　　誠
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１号
神奈川県足柄上郡松田町寄121―116
破産者　横山　節夫
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９４号
東京都台東区鳥越１丁目22―４―501
破産者　ＦＬＯＷＥＲＳＨＯＰ浜田こと　吉田美佐子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４４号
東京都品川区南品川６丁目15―５―706
破産者　柴田みつ子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部